

流山市農業委員会
令和3年第1回
総会議事録

令和3年1月12日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第1回総会議事録

- 1 期 日 令和3年1月12日(火)
- 2 場 所 流山市中央公民館第2会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司、岡田 長政(議案第8号1番のみ)

- 4 署名委員 2番 池田 操代
3番 金子 文雄

5 出席委員(委員12名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 矢口 優子 | 2番 池田 操代 |
| 3番 金子 文雄 | 4番 鈴木 亨 |
| 5番 金子 孝博 | 6番 中嶋 清 |
| 7番 小菅 康男 | 8番 染谷 一嘉 |
| 9番 石井 保 | 10番 岡田 長政 |
| 11番 山崎 日出男 | 12番 水代 啓司 |

6 欠席委員(委員0名)

- 7 書記名 事務員 小田 嵩

- 8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局係長 鈴木 正寿

9 会議目次

- | | | |
|------------|---|----|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 3 |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) | 8 |
| (4) 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について | 10 |
| (5) 議案第5号 | 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について | 14 |
| (6) 議案第6号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 16 |
| (7) 議案第7号 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について | 17 |
| (8) 議案第8号 | 農地所有適格法人報告書の提出について | 19 |
| (9) 報告第1号 | 合意解約の通知について | 22 |
| (10) 報告第2号 | 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について | 23 |
| (11) 報告第3号 | 令和2年賃借料水準について | 23 |
| (12) 報告第4号 | 転用許可に伴う工事完了の報告について | 24 |
| (13) 報告第5号 | 専決処理の報告について | 25 |

▲開会 午後4時05分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

2番 池田委員、3番 金子文雄委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、小田事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの8議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「合意解約の通知について」から報告第5号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

ご説明は、以上です。

○水代会長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年1月12日提出

今月の申請は2件です

議案の1番の権利者は、流山市後平井の方で、職業は農業です。
申請がありました土地は、平方の田5筆 面積1,912平方メートルです。
申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するもので
す。

議案案内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、松戸市幸田の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、芝崎の畑1筆 面積1,122平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、賃貸借するものです。

議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いた
します。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議を行いました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅
の南西約2キロメートルに位置している田5筆 合計面積1,912平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得す
るものです。

売買価格については、全体で1,000万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり、稲刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.23ヘクタールで、農
業従事者は2名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に2番ですが、申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約
1キロメートルに位置している畑1筆 面積1,122平方メートルです。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、賃借権を設定し借り受ける
ものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2.1ヘクタールで、農業
従事者は4名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということ
です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農
業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなど
が確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一
致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、金子文雄委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子文雄委員の退席を求めます。

(午後4時14分 金子文雄委員退席)

これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の2番については、許可することに決定いたしました。

金子文雄委員の除斥を解きます。

(午後4時15分 金子文雄委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号の1番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年1月12日提出

今月の申請は3件です

1番の権利者につきましては、流山市西深井に所在する法人です。申請がありました土地は、西深井の畑1筆 転用面積1,386平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場を整備するためであり、権利の種類は所有権の移転です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

2番の権利者につきましては、流山市東深井にお住いの方です。

申請がありました土地は、平方の畑2筆 転用合計面積369平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅を建築するため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページから6ページにございますので、併せてご参照ください。

3番の権利者につきましては、流山市加に所在する法人です。申請がありました土地は、上貝塚の畑1筆 転用面積807平方メートルです。

転用目的につきましては、資材置場を整備するためであり、権利の種類は所有権の移転です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の7ページと8ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」についてご報告いたします。

今月の案件は3件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の西約1.1キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市西深井に事務所を置き、流山工業団地の運営を行う協同組合で、昭和61年に設立されています。

申請理由については、現在確保している工業団地内の各社の従業員駐車場が、大型受電施設の設置や道路工事に伴い利用できなくなることから、近隣で新たな駐車場用地を確保する必要があり、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。全体を砕石で舗装し、道路に面している部分はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接農地との境界にコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり、申請地周辺につきましては、北側と東側は道路、南側と西側は住宅が建っており、南側の一部が畑になっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は約1,260万円、整備費等が約1,640万円、計約2,900万円で、全額自己資金で賄うとのこと、法人の預金の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、本件については、小委員会の開催に先立ち、地元自治会から駐車場整備に反対する旨の文書が、申請者あてに提出されていることをヒアリングの際に確認いたしました。

この点について、申請者からは、近接の住民には個別に説明しており、了解を得ていたとのことでした。

しかしながら、地元自治会から文書が提出されたことを踏まえ、申請者側から地元に対して、事業計画等について丁寧な説明を行っていただくこと、そして、その結果の報告を受けたのちに、再度審議したほうが良いと判断し、議案の1番については、全会一致をもって継続審査という結論に達しました。

続いて2番ですが、申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は平方の住宅地に近接しており、小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接している農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は自己用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、流山市東深井にお住まいの方で、年齢は35歳です。

申請理由については、権利者は現在流山市内のアパートに住んでいますが、今後の子供の成長等を考え、親の所有する土地を借り受けて専用住宅を建築するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造平屋建て住宅を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への浸透まずに集水し、汚水及び雑排水は合併浄化槽にて処理後、前面道路の既設側溝へ排水する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、その他は畑になっています。

次に、資金計画ですが、整地費、建築費その他で約1,500万円、全額借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

続いて3番ですが、申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市加に本店を置く株式会社で、昭和61年に設立されており、事業内容は、土木工事を中心とする建設業です。

申請理由については、事業拡大に伴い重機等が増えており、既存の資材置場では手狭になっていることから、今回本社の近傍に新たに資材置場を整備するために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

全体を砕石舗装とし、出入り口部分をアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接農地との境界にコンクリートブロックの土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透処理とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、西側は駐車場となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地価格は約1,740万円、土地の整備費が約1,210万円、計約2,950万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当ありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、事務所等の建物を建築する意向が無いことを確認しております。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、議案の2番と3番については、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番については、池田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

池田委員の退席を求めます。

(午後4時27分 池田委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号の3番については、許可することに決定いたしました。

池田委員の除斥を解きます。

(午後4時28分 池田委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆5番(金子孝博委員) 1番の駐車場計画についてですが、地元自治会として駐車場計画反対の意見が出たものです。

なぜ反対するかと言いますと、既存の物流会社の駐車場のさらに北側奥に計画された駐車場で、駐車場の必要性和道路が狭隘で、かつて交通事故等が近くで発生したからです。

◆10番(岡田委員) 地元自治会の反対意見は事業者側に伝えて、事業者側はどう言っているのですか。

◎5番(金子 孝博委員) 自治会と事業者間の話し合いの場を設けて欲しいと提案していますが、話し合いはまだです。

◆10番(岡田委員) 小委員会のヒアリングでは、どのような意見となったのですか。

◎山崎委員長 自治会からの反対意見が出されるという情報は、小委員会当日(1月5日)知りました。

事業者側へのヒアリングの中では、この対応についてもいろいろ質問はしましたが、小委員会としては、地元自治会からの反対意見がある以上、このまま許可相当とはできないので、もう一度話し合ってくださいとお伝えしました。

今般のこのコロナ禍ではありますが、対応の話し合いの場は設けていきますと事業者から回答がありました。

○水代会長 ただ今、山崎委員長長の回答にもありましたように、いずれにしても継続審査ということで委員長報告がありましたので、他にご質問がなければ、これより採決に移りたいのですがよろしいでしょうか。

(暫時休憩)

○水代会長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号の1番について、継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号の1番については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号の2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号の2番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年1月12日提出

今月の申請は13件ですが、同一事業のため一括してご説明いたします。

本件につきましては、総会に先立ち開催されました全員協議会で、皆様にご審議いただいた案件です。

申請がありました権利者は、東京都港区に住所を有する法人です。

申請地は、西深井の田16筆 転用面積12,135平方メートルです。

移転の原因は賃貸借です。

次に、申請事由ですが、権利者は、現在、平方で物流倉庫の建設を行っており、工事関係者用の駐車場や資材置場を、西深井の物流施設建設予定地を利用していました。

しかし、この土地での建築工事を始めるにあたり、平方での建設工事用の駐車場及び、新たに着手する西深井の建設工事用の駐車場や現場事務所、資材置場が必要なことから、申請がなされたものです。

この一時転用の期間については、令和5年8月末日までの予定です。

議案案内図につきましては、9ページから10ページにございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

次に、申請地の農地区分ですが、申請地は東武線運河駅の西約1.8キロに位置し、周辺は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は「一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」には、第1種農地の不許可の例外として、許可ができるものであります。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

田に土木シートを敷いた上に砕石を敷きならし、鉄板を敷設する計画です。

272台分の駐車場、建築面積327平方メートルのプレハブ仮設事務所、約34平方メートルの資材置場用地とするものであります。

土砂等の流出対策については、申請地は隣接農地より低く、盛土等も行わないため土砂等の流出が生じない状態で利用する計画です。

また、排水対策については、敷地内の雨水につきましては、敷地内に設ける排水溝に雨水を集め、集水桝からpH処理装置を介したのち、既存水路にポンプアップにより徐々に排水する計画です。

汚水については浄化槽を設置し、処理する計画です。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側、西側は農地、東側と南側が道路となっております。

次に、資金計画ですが、整備費が約8,520万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

また、申請地は流山市新川土地改良区内であることから、令和2年12月17日付けの意見書が添付されております。

他法令についての該当はありません。

ご説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第4号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年1月12日 提出

今月の申請は新規が5件、更新が8件です

はじめに、議案の1番の権利者は、野田市山崎にお住いの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井にあります畑1筆 面積985平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は、使用貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の畑2筆 合計面積660平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の3番の権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、上新宿新田にあります畑2筆 面積1,113平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、13ページにありますので、併せてご参照ください。

次に、議案の4番と5番の権利者は同一ですので、一括してご説明いたします。

権利者は、流山市下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪の畑2筆と桐ヶ谷の畑1筆 合計面積は1,672平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の4番は新規により6年間、議案の5番は新規により3年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、14ページと15ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の6番の権利者は、流山市東深井にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井にあります田1筆 面積1,014平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、16ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の7番から9番の権利者は同一ですので一括して説明いたします。

権利者は、流山市平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田8筆 中野久木の田2筆 合計面積は5,476平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の7番と8番は更新により3年間、議案の9番は更新により6年間で、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、17ページから19ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の10番の権利者は、流山市小屋にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、小屋にあります畑1筆 面積297平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、20ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の11番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市野々下にあります畑1筆 面積889平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、21ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の12番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、古間木にあります畑1筆 面積1,347平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、22ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、議案の13番の権利者は、流山市名都借にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、名都借にあります畑3筆 合計面積1,093平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、23ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が5件、更新が8件です。

はじめに、新規の案件です。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は兼農で年齢は66歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。
次に2番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に3番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は61歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は365日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に4番と5番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。本件については、4番が新たに6年間、5番が新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で、年齢は68歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり一部耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

6番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は66歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は240日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に7番から9番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。本件については、7番と8番は引き続き3年間、9番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は68歳です。農業従事者は2名、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に10番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は68歳です。農業従事者は2名、農業従事日数は200日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起作付け済みの状態でした。

次に11番ですが本件については、相手を変更して3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は71歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は365日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に12番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするもの

です。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は65歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起作付け済みの状態でした。

次に13番ですが本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で、年齢は81歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は350日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。ご報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の7番から9番までについては、小菅委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後5時00分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の7番から9番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号の7番から9番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の7番から9番までについては、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後5時01分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から6番まで及び10番から13番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆4番(鈴木委員) 3番の方ですが、農用地利用集積計画の申請書類は出されているのだと思いますが、視点を変えて事務局にお聞きいたします。

3番の方は、私の農地の近くで耕作されている方なのですが、利用集積期間の期限が切れて、更新手続きをせずに2年越しで作付けの既成事実を作りながら耕作を

していたものです。

適正な更新時期に更新手続きを促すなどを市役所の方でやってもらえないものでしょうか。

○水代会長 事務局どうですか。

◎事務局（鈴木係長）鈴木委員のご指摘の件ですが、事務局の方でも再度確認をいたします。

○水代会長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（なしの声あり）

○水代会長 これより採決を行います。

議案第4号の1番から6番まで及び10番から13番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第4号の1番から6番まで及び10番から13番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の15ページをお開きください。

議案第5号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年1月12日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市平方ほかにお住まいの方です。

申請がありました土地は、平方の畑3筆 合計面積1,617平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地及び雑種地です。

本件につきましては登記簿上の地目は田となっておりますが、現況は宅地や雑種地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、24ページと25ページにございますので、ご参照ください。

つぎに、2番の申請者は、流山市上新宿にお住まいの方です。

申請がありました土地は、上新宿の畑1筆 面積909平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林です。

本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、令和2年度の利用状況調査で非農地=B判定とされたことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、26ページでございますので、ご参照ください。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の西約1.3キロメートルに位置している土地であります。

申請者が、昭和60年と昭和62年に相続により取得した土地で、平成10年以前から、配置図のように駐車場や自宅の庭先の一部として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示されております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は田となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり駐車場及び宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

次に2番ですが、申請地は、東武線初石駅の北西約1.1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が、昭和51年に相続により取得した土地で、令和2年度利用状況調査において、山林化しており農地に復元できない土地としてB判定された農地です。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり山林の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、1番の土地については、今から20年以上は、雑種地及び宅地として利用されていることが確認でき、2番の土地については山林化しており農地に復元できない土地であることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の16ページをお開きください。

議案第6号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和3年1月12日提出

今月の願い出は1件です。

申請者は、流山市おおたかの森南にお住いの方であります。

申請がありました土地は、おおたかの森南にあります畑2筆 合計面積2,361平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者本人であり、その方の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、27ページにございますので、併せてご参照ください。

説明は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つく

ばエクスプレス線流山おおたかの森駅の南西約900メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人及び申請者の夫です。従事日数は、元気な頃は年間100日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年11月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、証明することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 引き続き、議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の17ページをお開きください。

議案第7号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請を次のとおりとする。

令和3年1月12日提出

本件の内容は、市街化区域内にある生産緑地の土地の貸借についてです。

平成30年に、市街化区域にある生産緑地の貸し借りをしやすくする「都市農地貸

借円滑化法」が施行されました。

この法律により、生産緑地を利用集積のように期限付きで貸借することが可能となりました。

この法律による貸借は、事前に市長による事業計画が要件を満たしていることの認定が必要です。そして、市長は事業計画の認定にあたり、農業委員会での決定を経る必要があります。

今回の申請は、都市農地貸借円滑化法の規定により、農地の貸付けにあたり、農業委員会の決定を求めるものです。

この貸借円滑化法による農地の貸借には、次の要件がございます。

**① 都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により
都市農地において耕作の事業を行うこと**

この要件が、貸借円滑化法による要件の特徴で、別紙にある基準に該当する必要性があります。

この別紙というのが、皆様のお手元に配布した資料となります。

2枚めくっていただきますと、都市農地円滑化法の概略が書かれています。

また、その他の要件としまして、次ページをご覧ください。

**② 周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に
支障を生ずるおそれがないと認められること。**

**③ 申請者が、その耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して
耕作の事業を行うと認められること。**

**④ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すること（年間150日以上）
があり、これらにも該当することが必要です。**

また、事業計画の認定を受けた事業者は、毎年農地の利用状況を市長（農業振興課）に報告する必要があります。

申請についてですが、権利者は、松戸市幸田にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎にあります畑2筆 合計面積2,327平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、28ページでございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件です。

本事業計画については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、つくばエクスプ

レス線流山セントラルパーク駅の東約1キロメートルに位置している畑2筆 合計面積は2,327平方メートルで生産緑地地区に指定されています。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、賃借権を設定し借り受けるものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2.1ヘクタールで、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

また、申請地では流山市の基幹作物である枝豆を中心に栽培することであり、地域の特性に応じた作物の導入がされることを確認しております。

なお、生産緑地の所有者である義務者については、農地を貸し付けた後も、申請地周辺の草刈りや地元出荷組合との調整に年間40日程度従事するという事です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本事業計画については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により耕作を行うことが確認できており、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号については、原案通り決定することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の18ページをお開きください。

議案第8号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年1月12日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金及び流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました別添資料様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思っております。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。

確認書の表に、令和2年11月26日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は24,719平方メートルです。

法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間305日と158日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件は備えていますので、適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。

確認書の表に、令和2年11月25日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は5,184平方メートルです。

法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間325日と307日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えています

ので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の29ページと30ページ、2番の法人が31ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、農地法第6条の規定により、『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また、『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務付けられているところです。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退席いたします。

それでは、議長を岡田会長職務代理に交代し、ご審議をお願いいたします。

それでは、退席します。

(午後5時28分 水代会長 退席)

○岡田会長職務代理者 それでは、水代会長に代わり、議案第8号の1番の案件について、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより、議案第8号の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
議案第8号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号の1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

水代委員の除斥を解き、議長を会長に交代させていただきます。

ありがとうございました。

(午後5時29分 水代会長 入室)

○水代会長 岡田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第8号の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第1号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和3年1月12日報告

1番の合意解約が行われました農地は、西深井にあります田3筆 面積2,610平方メートル、合意解約通知書の受付日は、令和2年12月11日であります。

議案案内図につきましては、32ページにありますので、ご参照ください。

2番の合意解約が行われました農地は、平方にあります田5筆 面積1,912平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、令和2年12月21日であります。

議案案内図につきましては、33ページにありますので、ご参照ください。

3番の合意解約が行われました農地は、西深井にあります田1筆 面積1,021平方メートル、合意解約通知書の受付日は、令和2年12月25日であります。

議案案内図につきましては、34ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願ひします。

○水代会長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないよう、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の20ページをご覧ください。

報告第2号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

令和3年1月12日報告

登記簿上の地目が農地である土地を、農地以外の地目へ変更する登記申請の際に、農地転用許可、または農地に該当しない旨の証明が添付されていない場合には、登記官から農業委員会に照会されることとなっております。

農業委員会は照会を受けた際には、3名以上の農業委員、推進委員及び事務局職員で現地調査を実施し、照会から2週間以内に現地の状況等について回答するものとされております。

登記申請者につきましては、流山市大畔の方で、照会がありました土地は、大畔の畑1筆 面積127平方メートルです。

議案案内図につきましては、35ページにありますのでご参照ください。

本件につきましては、令和2年11月25日付けで、千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会がありました。

そこで、12月1日に、岡田委員、石井委員、中嶋委員に出席いただき、現地調査と法務局への回答内容について協議いたしました。

その結果、現地は山林となっており、利用状況調査を行った場合の非農地(B判定)相当であると判断し、本件の回答につきましては「非農地」であり、「原状回復命令を行わない」として、法務局に回答させていただきました。

ご報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないよう、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第3号「令和2年賃借料水準について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号

令和2年賃借料水準について

令和2年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を、次のとおり報告する。

令和3年1月12日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業などの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをを行っている賃借料は、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、併せて農家の皆さまに賃借料水準として、情報提供をすることとなっています。

今回、集計がまとまりました令和2年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、令和2年1月から令和2年12月までの1年間のデータで、田が42件、畑が70件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや毎年2月に配布しています「農業委員会からのおしらせ」に掲載することで、公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合、目安として参考に、ご覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ異なりますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しまして、お互いが了解のもと、適正な金額を決めていただくようお願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますようよろしくお願いいたします。

ご説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○**水代会長** ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆**4番(鈴木委員)** 令和2年中の賃借料として載っていますが、単年度だけでなく3年間くらいの推移を載せられませんか。

◎**事務局(鈴木係長)** 基本的には、単年度の料金なのですが、今後は総会時の資料として準備したいと思います。

○**水代会長** お願いいたします。

他にご質問ございませんか。

特にないようですので、次に進みます。

○**水代会長** 次に、報告第4号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の22ページをお開きください。

報告第4号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年1月12日 報告

1番は、平成31年4月の総会で審議がなされ、令和元年5月20日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の36ページと37ページにございます。

本件につきましては、12月4日に金子孝博委員と鈴木委員にご確認をいただきました。

2番は、令和2年2月の総会で審議がなされ、令和2年2月17日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の38ページから40ページにございます。

本件につきましては、12月11日に小菅委員と金子孝博委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○**水代会長** ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○**水代会長** ないようですので、次に進みます。

○**水代会長** 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の24ページをお開きください。

報告第5号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月12日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 10筆 合計面積1,573平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、20件 64筆 合計面積17,814平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の25ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が5件、その他の建物施設用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が1件の計20件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時44分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年1月12日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 池田 操代

流山市農業委員会委員 金子 文雄